

健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会指定管理高齢者施設部会（２）会議録

1 開催日時等

日 時	令和7年7月15日（火） 14時00分～15時30分	場 所	本庁舎1403会議室
出席者	小林部会長、村井委員、新井委員		
事務局	高齢者在宅サービス課長、いきがい係長、高齢者在宅サービス課いきがい係職員3名		
傍聴者	0名		
議 題	（１）川崎市老人いきいの家及び老人福祉センターの年度評価について（令和6年度分） （２）中原老人福祉センターの現指定管理期間に係る総括評価について （３）その他		

2 議事

発言者	内 容
事務局	ただいまから、川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会指定管理高齢者施設部会（２）を開催いたします。 委員の皆様への就任依頼時に、公正な判断をすることができないと認められる利害関係の範囲について説明を行い、委員の皆様におかれましては、指定管理者と利害関係には無いことを確認させていただいておりますことを御報告させていただきます。 続きまして、部会長を選出させていただきます。川崎市附属機関設置条例第8条第3項の規定により、部会長は部会に属する委員の互選で決めることとされておりますので、委員の皆様の中から部会長をお決めいただきたいと思います。 ＜新井委員が小林委員を推薦＞ それでは、部会長には長年にわたって社会福祉をテーマとした研究に携わっておられる小林委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。 ＜全員了承＞ それでは、部会長に小林委員を選出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 これから先の進行につきましては、小林部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
小林部会長	部会長に選出された小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 はじめに、本日の部会は委員3名中全員の出席でございますので、川崎市附属機関設置条例第7条第2項の規定を準用して、部会が成立していることを報告いたします。 また、本日の議事についてですが、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定によりまして、会議については公開となっておりますので、御承知おきください。 傍聴人はいらっしゃいますか。
事務局	いらっしゃいません。
小林部会長	分かりました。

	本日の会議録ですが、要約方式によって作成することとしてよろしいでしょうか。また、会議録については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定によりまして、部会で指定された者の確認を得るものとされておりますので、会議録作成後、各委員によって確認することとしてよいでしょうか。 ＜全員了承＞ では、そのように決定いたします。また、会議録作成にあたっては、発言者が分かるように委員名を記載するものとし、併せて、文書開示請求等があった場合には、委員名は原則開示されることとなりますので、よろしくお願いいたします。 次に、本日の議題についてですが、川崎市老人いこいの家及び老人福祉センターにおける令和6年度の指定管理運営業務の年度評価及び、中原老人福祉センターの現指定管理期間に係る総括評価に係る議事となります。 では、老人いこいの家及び老人福祉センターの年度評価について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	＜老人いこいの家及び老人福祉センターの年度評価に係る説明＞
小林部会長	ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、審議に入りたいと思います。なお、審議の中で事務局からの発言を求める場合には、部会長の許可を得てから御発言くださいますよう、よろしくお願いいたします。 また、審議につきましては、所管課が実施した評価結果について、評価シートの評価等に御意見をいただいた後、部会として妥当性を判断していきたいと思います。 初めに、いこいの家について御審議いただきたいと思います。
新井委員	収支についてですが、各グループとも、標準点評価となっており、収支状況は黒字となっています。物価高騰の状況等を考慮すると、よく運営できているのかなという印象です。ただ、経費報告書を確認しますと、黒字となった主な要因は人件費の部分であり、職員給料・手当等が嘱託職員給与にシフトしたことで、費用が抑えられた点が大きいものと思います。全体として黒字ですので、コストが抑えられた点は評価できると感じる一方で、事業計画通りのサービスの質が確保されたのかどうか気になるところです。コスト削減・黒字状況への評価と現場の状況等について事務局にお聞きします。
事務局	いこいの家の人員体制についてですが、各区に1名ずつ調整担当、各館2名の管理人が配置されております。御指摘のとおり、主な収支差額の要因は人件費によるものですが、仕様書で定める人員配置は満たされており、管理人の休暇時等には、アルバイト代替職員が配置されておりますので、収支差額が生じてはおりますが、施設運営への支障現場はなかったものと認識しております。なお、収支黒字についての評価に関しましては、収支の項目で加点評価するには、収支差額分を利用者に還元することなどの取組が必要と考えておりまして、加点評価になりにくい項目であると認識しています。
新井委員	収支が黒字だということで加点だとすると、意図しないアナウンスになってしまうことも考えられますね。経費の部分については、概ね所管課の評価が妥当だと感じました。
事務局	指定管理料についてですが、今回は黒字でしたが、令和4、5年は赤字となっており、指定管理料は5年間固定ですが、最低賃金・人件費は上昇することが要因となっています。新

	しい指定期間の初年度である令和6年度は、比較的黒字が出やすい年だったものと考えておりますが、近年の最低賃金上昇等を踏まえますと、5年後にどうなっているかどうかの見通しは難しく、収支については、指定期間全体で捉えないと、わからないという部分があります。
新井委員	確かに近年の人件費上昇や物価高等を考えると、事前に5年間分の指定管理料を決めるとなると、難しい部分はありますね。
小林部会長	余剰が出た分は利用者に還元されれば、より望ましいと思います。村井委員はいかがでしょうか。
村井委員	全体を見て、デジタルの項目で差がついたものと思います。講師の都合で講座が開催できずに、減点評価は少し厳しいかなと感じました。一方で、高津区はSwitchを導入するなど、他では見られない取組をしており、加点は妥当なものと思います。また、生活相談事業についてですが、宮前区・幸区は他区よりもよくやっている印象を受けたので、加点評価としてもよいかなと思う部分もありました。妥当性という点では、全体的に大きな問題は見受けられないと思いますが、特にデジタルの項目は厳しい面もあると感じました。地域交流については、事業数だけではなく、広報手段や多世代間交流など、総合的に評価されていると思います。新規利用者数の評価なども妥当かなと思いますし、修正が必要な部分はないと思います。
小林部会長	デジタルの項目についてですが、減点評価となった館は、事業を実施する姿勢はあり、講師の都合で実施できなかったのか、それ以前の計画に問題があったのか、どちらですか。
事務局	当初から計画されており、講師と調整したところ、都合が合わずに開催できなかったことなどが、実施できなかった主な理由です。
小林部会長	事業の計画はされており、やる姿勢がなかったということではないんですね。
事務局	デジタルディバイドの問題等を踏まえまして、現指定期間の仕様には、デジタル関連の事業は「各館1回」と明記しており、事前にその点をアナウンスしていたことから、事業を実施できなかった特殊な理由が無い限りは減点評価としているところです。予定講師と都合がつかなければ、他区や老センで依頼している講師・団体を紹介してもらうなど、方法はあったものと考えております。また、今回から評価基準を見直したことで、以前よりは他の項目で加点できる部分も増えましたので、デジタル項目の減点があっても、他の項目で加点となったグループも多くなっております。
小林部会長	全区同一の指定管理者ということもありますので、1人の講師だけではなく、他館で依頼した講師にも調整を試みたのか、という点は確かにありますね。
新井委員	期待する意味での減点であることを、指定管理者にアナウンスするとよいかもしれません。
事務局	指定期間の初年度ということもありますので、今後の取組を期待する意味もあります。
小林部会長	ほかに意見はございますか、よろしいでしょうか。それでは、老人福祉センターの審議をお願いいたします。
新井委員	老人福祉センターは以前から、ある程度の収支差額が生じていますので、従来どおりの評価かと考えています。いこいの家と同様ですが、人件費部分で、正規職員の異動等により、

	収支差額が生じている状況ですが、施設運営への支障等はないでしょうか。
事務局	老人福祉センターの収支差額の主な要因もいこいの家と同様に人件費部分です。現在は主に嘱託職員が配置されているため、収支差額が生じているところですが、仕様書では正規職員の配置までは求めているため、人員配置は満たしており、施設運営に支障が生じているということはないものと認識しています。 一方で、いこいの家よりも、老人福祉センターの方が収支差額が大きくなっている状況ですので、事業への還元について指定管理者と協議し始めているところです。
新井委員	単年度ではなく、ある程度の収支差額が継続している状況ですので、昨今の物価上昇等も踏まえた上で、次期の指定管理料は設定されることが望ましいと感じます。
事務局	なお、還元方法につきましては、指定管理者と協議しながら、適切なかたちで実施できるよう調整していく予定です。
村井委員	収支差額について、例えば、かわさきと中原でかなり差がありますので、評価の記載についても、少し内容を変えてもよいかもしれません。同様に、評価シートの最後の指導事項の部分についても、似た内容になっているので、特徴付けてもよいかと思います。また、デジタル化の取組について、高津の加点は理解できますが、他館は講座や相談事業を実施していても、加点無しで横並びというのは少し残念だとは思いました。施設の利用促進の項目は、新規利用者数の数で麻生が最高点となっていますが、さいわい・宮前についても、取組次第では、同じく加点でもよいかとも感じました。
小林部会長	麻生は来年度以降の新規利用者数の推移にも着目する必要がありますね。また、デジタル化の負の側面として、スマートフォン等を通じた詐欺等のリスクを意識する必要がありますので、利用者への注意喚起等、その点は今後の評価でも参考にしてください。
村井委員	優劣に差をつけるという視点もありますが、今後の課題としてですが、評価できる部分は評価し、同じように加点で横並びにしてもよいのではと感じました。高評価の館があると、一律に、他館はそれよりも低評価とする必要はないのではと思います。
小林部会長	利用者が増えた要因が広報によるものなのか、プログラムによるものなのかに着目し、プログラム内容も評価していくことが必要かもしれません。また、お祭りなどの単発のイベントで、一時的に多くの利用があったとしても、恒常的な施設利用にはつながらないケースも考えられるため、参加人数自体は少なくても、日々の事業や継続的な事業で利用者の心身の向上や地域コミュニティの活性化に寄与するような取組を評価する視点も必要だと思います。
新井委員	中原については他館に比して、業務委託費が相当高額ですが何が理由ですか。
事務局	中原は敷地面積・建物面積が他館に比べて広く、庭園があることから、その維持管理だけでも相当額となります。また、交通の便が悪いため、中原のみ送迎バスを運行しておりますので、業務委託費が高額となっています。
新井委員	近年の中原の収支の上下が激しいのは、人件費に加え、業務委託費によるものだと理解しました。
小林部会長	それでは、年度評価について、修正はないということによろしいでしょうか。では、本会の議題であります、令和6年度の川崎市老人いこいの家及び老人福祉センターにおける指定

	管理業務の年度評価に係る妥当性について、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。 ＜全員了承＞ 全員賛成となりましたので、本会の議題については、原案のとおり決定させていただきます。続きまして、中原老人福祉センターの総括評価の審議に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事務局	＜中原老人福祉センターの総括評価に係る説明＞
小林部会長	それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、審議に入りたいと思います。
新井委員	経費部分については先ほどお伺いしたとおり、中原については業務委託費を含めて、支出の構成が難しい状況で、特に赤字も出していないということで、この総括評価の内容で妥当だと思います。
村井委員	立地や施設の老朽化については、仕方ないことですので、移転までの間、できる限りの運営を継続していくということだと思います。老朽化によるリスクを踏まえて、市と連携しながらの事業運営が必要だと思います。指定管理の継続という点については、例えば、行政が直接運営した場合に想定される必要経費と比較できるといいかもしれません。
事務局	施設形態は異なりますが、指定管理者制度移行前の最終年度の経費は1億円を超えていました。
村井委員	物価・人件費高騰があっても、以前の費用を超えていないのは成果だと思います。また、時代に合わせた、デジタル関連事業や利用促進を図っているという点で、民間の創意工夫が活かされているものと思います。
小林部会長	それでは、令和8年度以降、中原老人福祉センターは、引続き指定管理者制度を継続することとし、今後、公募による指定管理者の募集を行い、指定期間は「3年間」とすることによってよろしいでしょうか。 ＜全員賛成＞ 全員賛成となりましたので、本会の議題については、原案のとおり決定いたしました。 お手元の評価シートにつきましては、後日、市役所のホームページに掲載されますので、御確認をお願いいたします。それでは、本日の審議は終了いたしましたので、これを持ちまして部会を閉会いたします。委員の皆様、御協力ありがとうございました。